

令和元年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年12月6日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	白石創生推進専門監	木須英喜
保険専門監	小川善秋	下水管理専門監	稲富道広

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小 柳 八 東
議 事 係 長 中 原 賢 一
議 事 係 書 記 緒 方 千 鶴 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
9番 吉 岡 英 允 10番 片 渕 彰

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第10号 専決処分の報告について（令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事請負契約の変更について）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和元年第7回白石町議会12月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書を配付いたしておりますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、片渕彰議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月25日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しております会期

日程（案）のとおり本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から12月13日までの8日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。条例8件、組合規約1件、計画変更1件、財産関係1件、人事案件4件、補正予算4件、以上19件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第7回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が8件ございます。議案第68号「白石町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議案第69号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」につきましては、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が導入されるに伴いまして、本町の関係条例の整備を行うものでございます。

議案第70号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」は、関係法律の公布に伴い、本町条例の制定を行うものでございます。

議案第71号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第72号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第73号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の3件は、本年10月8日付佐賀県人事会勧告等に鑑み、白石町職員等の給与の改定に伴う改正を行うものでございます。

議案第74号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」、さらに議案第75号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」は、水道事業の広域化等に伴いまして、各条例の改正を行うものでございます。

続きまして、条例外案件が3件ございます。

議案第76号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は、水道事業広域化に伴う規約の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第77号「新町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」は、計画期間の変更等につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第78号「財産の取得について」は、住ノ江漁港水産生産基盤整備事業に係る漁港施設用地の取得につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件が4件ございます。

議案第79号「教育委員会委員の任命について」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。松尾博之氏につきましては、平成29年2月から教育委員としてお務めいただいておりますが、任期が令和2年2月16日をもって満了となりますことから、引き続き任命したいので提案するものでございます。

議案第80号、議案第81号及び議案第82号の「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。議案第80号の溝上光一氏は平成23年2月から、議案第81号の香月茂氏は平成21年6月から、議案第82号の大田尾一美氏は平成23年2月から固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいておりますが、お三方とも任期が令和2年2月16日をもって満了となりますことから、引き続き選任したいので提案するものでございます。

最後に、予算案件が4件ございます。

議案第83号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第4号）」、議案第84号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第85号「令和元年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第86号「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」、以上につきましては、各会計予算の所要の補正を求めます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

人事案件を除く提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させていただきます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

次に、議案第68号から議案第86号までの内容説明を求めます。ただし、人事案件は町長から説明がありましたので除きます。

○松尾裕哉総務課長

おはようございます。

今議会に上程いたしました総務課所管の議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第68号「白石町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を御説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、臨時及び非常勤職員を会計年度任用職員として明確に規定し、給与等の額及び支給方法等を定める必要があるため条例を制定するものでございます。

なお、本条例の規定につきましては、白石町職員の給与に関する条例及び白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等を準用した内容となっております。

条例案の1ページをお開きください。

第1条から順次、内容を御説明いたします。

まず、第1条では、条例制定の趣旨を定めております。

第2条では、会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムに分類されますことから、その各用語の意義を定めております。

第3条では、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与の内容及び支給方法等について定めております。

第4条では、フルタイム会計年度任用職員の給料表の基準について定めております。

第5条では、フルタイム会計年度任用職員の職種ごとの給料表に定める職務の級について定めております。

2ページをお開きください。

第6条では、フルタイム会計年度任用職員の給料の号給について定めております。

第7条では、フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理について定めております。

第8条では、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について定めております。

第9条では、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について定めております。

第10条では、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当について定めております。

第11条では、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務について定めております。

3ページをお開きください。

第12条では、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について定めております。

第13条では、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について定めております。

第14条では、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について定めております。

第15条では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の任期に関する事項について定めております。

4ページをお開きください。

第16条では、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額について定めております。

第17条では、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額について定めております。

第18条では、白石町職員の給与に関する条例の第5条及び第6条の給与の支給に関する規定をフルタイム会計年度任用職員に準用することについて定めております。

5ページをお開きください。

第19条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めております。

第20条では、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬について定めております。

第21条では、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬について定めております。

6ページをお開きください。

下から3行目、第22条では、パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬について定めております。

7ページをお開きください。

第23条では、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬について定めております。

第24条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理について定めております。

第25条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の任期に関する事項について定めております。

8ページをお開きください。

第26条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について定めております。

第27条では、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出について定めております。

第28条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について定めております。

9ページをお開きください。

第29条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給について定めております。

第30条では、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償の支給について定めております。

第31条では、会計年度任用職員の給与から控除することができる経費等について定めております。

第32条では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず別に定めることについて定めております。

第33条では、この条例を施行するに当たり、さらに必要な事項は規則に委任することについて定めております。

最後に、附則において、この条例は会計年度任用職員制度の施行に基づきまして、令和2年4月1日から施行することといたしております。

以上で議案第68号の説明を終わります。

次に、議案第69号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を御説明いたします。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係します白石町職員定数条例外9条例につきましては、会計年度任用職員の規定を追加するなどの所要の改正を行い、また白石町駐在員に関する条例及び白石町交通安全指導員に関する条例につきましては、廃止するため条例を制定するものでございます。

改正の内容を新旧対照表で御説明をいたします。

まず、新旧対照表の21分の1ページをお開きください。

白石町職員定数条例では、条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定することとしたものでございます。

次に、21分の2ページ、白石町臨時行政の運営等の状況の公表に係る条例では、改正後の地方公務員法第58条の2第1項において、フルタイム会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、改正を行うものであります。

次に、21分の3ページ、白石町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例では、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りとされることに伴い、休職の期間について

所要の改正を行うものであります。

次に、21分の4ページ、白石町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例では、パートタイム会計年度任用職員には給料ではなく報酬を支給することとなるため、その規定を追加するものであります。

次に、21分の5ページ、白石町職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、今回の職の整理によりまして、再任用短時間勤務職員等を除いた非常勤職員は、会計年度任用職員のみとなることに伴い、改正をするものであります。

次、21分の6ページ、白石町職員の育児休業等に関する条例では、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、一般職の地方公務員である常時勤務することを要しない職員も育児休業法と条例に定める範囲内で育児休業や部分休業を行うことができたため所要の改正を行うものであります。

まず、第2条に、育児休業をすることができない職員として、一定の要件を満たさない非常勤職員に関する事項を追加するものであります。

次に、21分の7ページ、第2条の2に、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大として、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものを規定するものであります。

また、第2条の3に、非常勤職員の育児休業の期間について、子の養育の事情に応じて取得できる期間を育児休業法第2条第1項の条例で定める日として規定するものであります。

次に、21分の9ページをお願いいたします。

第2条の4に、非常勤職員が育児休業を2歳に達する日まで取得できる特に必要と認められる場合を規定するものであります。

次に、21分の10ページ、第3条に、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別な事情として、一旦育児休業が終了した後であっても、再度の育児休業をすることができる特別な事情に関する事項について全部改正を行うものであります。

次に、21分の12ページをお願いします。

第6条第2項について、同項で規定している職員から会計年度任用職員を除く改正をするものであります。

また、第7条についても、同条で規定している職員から会計年度任用職員を除く改正をするものであります。

次に、21分の13ページ、第15条について、部分休業することができない職員として、育児休業法第19条第1項の条例で定める職員に一定の要件を満たさない非常勤職員を追加するものであります。

また、16条について、非常勤職員の部分休業の了承について規定を追加するものであります。

次に、21分の14ページ、第17条第1項について、同項で規定している職員から会計年度任用職員を除くものであります。

また、第2項について、会計年度任用職員が部分休業をした場合の給与等の減額支給及び支給額等の規定を追加するものであります。

次に、21分の15ページ、白石町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例では、第1条で地方自治法第203条の2の条項ずれに伴う所要の改正を行

うものであります。

また、別表中、21分の15ページ、左側の鳥獣被害対策実施隊については、今回の制度改正で新たに特別職として任用されるため追加をし、右側の町有林巡視員、そして21分の16ページ、右側の交通安全指導員、駐在員、徴税等収納嘱託員、保育園長及び21分の17ページ、自治公民館長、社会教育指導員、公民館長及び社会教育指導員及び公民館長兼務については、特別職の任用の厳格化に伴い、削除する改正をします。

次に、21分の19ページをお願いします。

白石町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例では、会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類及び基準に関する事項を定めるものであります。

次に、21分の20ページ、白石町職員の特殊勤務手当に関する条例では、新規に制定する白石町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、本条例の定めるところにより支給する旨を定めるため所要の改正を行うものであります。

最後に、21分の21ページ、白石町職員の旅費に関する条例では、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に要した費用については、旅費ではなく費用弁償として支給することとなるため、職員の範囲にパートタイム会計年度任用職員は含まれないことを明示したものであります。

以上で議案第69号の説明を終わります。

次に、議案第70号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」を御説明いたします。

本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に配置する規定など、成年被後見人等に係る欠格事項等の見直しに伴うもので、地方公務員法において第16条第1項の成年被後見人及び被補佐人の規定が削除されたため、白石町印鑑条例など関係します4条例について、引用上の号が削られたこと及び当該改正に伴う号ずれや用語の整理などの改正をする必要があるため、条例を制定するものであります。

改正の内容を新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の4分の1ページをお願いいたします。

白石町印鑑条例におきまして、成年被後見人は一律に印鑑の登録ができない規定を意思能力を有しない者と改正することにより、要件を満たした成年被後見人は印鑑登録を可能にするものであります。

次4分の2ページ、白石町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例におきまして、引用上の号が削れたこと及び当該改正に伴う号ずれに伴い、第5条を改正するものであります。

次の4分の3ページ、白石町職員の旅費に関する条例におきましても、引用上の号が削られたこと及び当該改正に伴う号ずれに伴い、第3条第3号を改正するものであ

ります。

最後の4分の4ページ、白石町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例におきましては、第4条第1号の成年被後見人または被補佐人を削り、その他語句の整理をするものであります。

以上で議案第70号の説明を終わります。

次に、議案第71号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、また地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新たに会計年度任用職員制度が導入されたため、さらに令和元年8月7日付人事院勧告及び令和元年10月8日付佐賀県人事委員会勧告等に鑑み、白石町職員について給与改定を行う必要があるため、白石町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案書2ページ目、条例案の1ページをお開きください。

内容につきまして、まず第1条におきまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、引用上の号が削られたこと及び当該改正に伴う号ずれ等の所要の改正を行うものであります。

また、第2条におきましては、会計年度任用職員制度導入に伴い、会計年度任用職員の給与規程の追加を行うものであります。

また、第3条におきまして、次の2ページから6ページにかけて別表の行政職給料表がございますが、この給料表について若年層に重点を置きながら水準を引き上げるとともに、職員の期末勤勉手当について、その支給月数を0.05月分引き上げ、その引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

条例案の7ページをお開きください。

第4条におきまして、令和2年度以降において6月期及び12月期の期末手当が均等となるよう改正するものであります。

まず、第1条の改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の12分の1ページをお開きください。

議案第70号で御説明いたしましたとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、地方公務員法において第16条第1号の規定が削除されましたので、第19条、第20条それから次の12分の2ページの第22条及び次の12分の3ページ、第24条につきまして引用する用語を削除するものであります。

次の12分の4ページ、これは新たに会計年度任用職員制度が導入されるため、会計年度任用職員の給与については別に条例で定める規定を追加するものであります。

次の12分の5ページ、第22条の勤勉手当関係の条文でありまして、第2項第1号では、職員について12月の支給率を「100分の92.5」から「100分の97.5」に、0.05月分引き上げる改正となっております。

次の12分の6ページから12分の11ページの行政職給料表の改正につきましては、民間給与との格差解消のため、主に若年層に重点を置きながら1,100円から100円の範囲

で給料表の水準を引き上げるものであります。

次の12分の12ページをお願いします。

第22条の勤勉手当につきまして、年間の支給率が0.05月分引き上げになることで、令和元年12月の支給率を100分の97.5に改正したものを令和2年度からは6月と12月の支給率を同じ率とするため、それぞれ100分の95に改正するものであります。

以上が新旧対照表の説明でございます。

最後に、条例案の附則について御説明いたします。

また、条例案の7ページをお願いいたします。

附則第1条は、この条例は公布の日から施行するものとし、ただし第2条及び第4条の規定については、令和2年4月1日から施行するものであります。

また、第2項におきまして、改正後の白石町職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日にさかのぼって適用するものであります。

附則第2条は、改正後の給与条例において、勤勉手当を支払う場合に今年度既に支払っている勤勉手当については内払い扱いとし、今回の改正により増額になった差額だけを後日支払いするための規定であります。

最後に、附則第3条は、この条例の施行に関し必要事項は、規則に委任することを規定しております。

以上で議案第71号の説明を終わります。

次に、議案第72号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

本条例案につきましては、白石町職員の給与に関する条例の改正に伴い、改正するものでございまして、期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。

改正の内容を新旧対照表で御説明いたします。

2分の1ページをお開きください。

第6条の期末手当につきまして、これまでの12月の支給率「100分の167.5」を「100分の172.5」に、0.05月分引き上げる改正をするものであります。

また、次の2分の2ページにつきましては、第6条の勤勉手当につきまして年間の支給率が0.05月分引き上げになることで、令和元年12月の支給率を100分の172.5に改正したものを令和2年度からは6月と12月の支給率を同じ率とするため、それぞれ100分の170に改正するものであります。

議案書2枚目に戻っていただきまして、条例案の附則について御説明いたします。

附則第1項及び第2項は、白石町職員の給与に関する条例の一部改正と同じく、この条例を公布の日から施行するとともに、第1条の規定は令和元年12月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものであります。

また、附則第3項は、改正後の町長等給与条例におきまして、期末手当等を支払う場合に、今年度既に支払っている期末手当は内払い扱いとし、今回の改正により増額になった差額だけを後日支払いするための規定であります。

以上で議案第72号の説明を終わります。

次に、議案第73号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

議案書2ページの条例案をお開きください。

本条例案につきましても、議案第72号と同様の改正をするものでありまして、第1条において、期末手当等につきまして年間の支給率が0.05月分引き上げることになることで、令和元年12月の支給率を「100分の167.5」から「100分の172.5」に0.05月分引き上げるものであります。

また、第2条において、令和2年度以降の6月期及び12月期の期末手当を均等にするため、支給率を6月期及び12月期とも100分の170とするものであります。

附則につきましても、議案第72号と同様の内容となっております。

以上で議案第73号の説明を終わります。

最後に、議案第76号「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」を御説明いたします。

令和2年3月31日をもって西佐賀水道企業団が解散し、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、西佐賀水道企業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い佐賀県市町総合事業組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○稲富道広下水管理専門監

おはようございます。

生活環境課所管の3議案について御説明を申し上げます。

まず初めに、議案第74号をお開きください。

議案第74号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例」の提案理由につきましては、水道事業の広域化に伴い、各市町と佐賀西部広域水道企業団で締結する下水道使用料における徴収事務委託協定が一元化されたことと、現在の運用に合わせた所要の改正について議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の1分の1ページをごらんください。

新規加入等の第17条についてですが、現行では供用開始後を新規加入としておりますが、現状に合わせ事業完了後と改正を行うものであります。

使用料の徴収の第18条第4項において、現行では使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、または再開したときの月の使用日数が15日を満たない月の使用料の額は、基本使用料の2分の1に重量使用料を加算した額とするとしておりましたが、佐賀西部広域水道企業団との徴収事務委託協定により廃止するものでございます。

施行期日につきましては、附則で令和2年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第75号をお開きください。

議案第75号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」の提案理由につきましては、先ほどの議案第74号と同じ理由でございますので、割愛をさせていただきます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1分の1ページをごらんください。

新規加入等の第16条、使用料の徴収の第19条の第4項については、先ほどの議案第74号と同じ理由でございますので、割愛をさせていただきます。

施行期日につきましては先ほどと同じく、附則で令和2年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第86号をお開きください。

議案第86号「令和元年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして御説明をいたします。

補正の理由につきましては、佐賀県人事委員会勧告に伴う給与等の補正及び農業集落排水事業牛屋西分地区の機器等の更新や点検整備を行う機能強化事業におきまして、今回、農山漁村地域整備交付金が追加配分になったことによる増額補正をお願いするものであります。

補正予算書の15ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で主なものについて御説明をいたします。

収益的収入及び支出の欄でございます。

収益的収入では、2項営業外収益中、5目他会計負担金において1億1,535万9,000円の増額については、主に減価償却の確定と科目の修正による増額でございます。

16ページをお開きください。

10目雑収益、その他雑収益の下区地区管路移設補償費1,204万円の減額につきましては、科目修正を行うものでございます。これによりまして、15ページ上段の1款下水道収益の既決予定額10億3,019万2,000円に、今回の補正額1億228万6,000円を増額しまして11億3,247万8,000円とするものです。

17ページをお開きください。

収益的支出では、1項営業費用中、1目管渠費、修繕費172万2,000円、3目処理場費、動力費145万円の増額については、機器の故障及び電気料の増額補正をお願いするものです。これによりまして、上段の2款下水道事業費用の既決予定額6億7,809万1,000円に、今回の補正額16億7,000円を増額しまして6億7,825万8,000円とするものでございます。

20ページをお開きください。

資本的収入では、1項企業債、1目建設改良企業債の農業集落排水事業債を3,170万円の増額補正をお願いするものでございます。

2項国庫補助金、1目国庫補助金の農山漁村地域整備交付金を3,160万円の増額補正をお願いするものでございます。

21ページをお開きください。

9項その他の資本的収入、1目その他の資本的収入においては、下区地区管路移設補償費1,204万円の増額については、科目の修正によるものでございます。これによりまして、20ページ上段の3款資本的収入の既決予定額7億4,540万4,000円に、今回の補正額3,681万5,000円を減額しまして7億858万9,000円とするものでございます。

22ページをお開きください。

資本的支出ですが、1項建設改良費、1目建設改良費中、委託料につきましては機能強化事業設計監理委託料の400万円の増額と、工事請負費の機能強化事業工事費5,930万円の増額につきましては牛屋西分地区の機能強化事業費に係る国の予算において追加配分になったことによる増額補正をするものでございます。これによりまして、上段の4款資本的支出既決予定額8億4,661万3,000円に、今回の補正額6,596万1,000円を増額しまして9億1,257万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木須英喜白石創生推進専門監

失礼いたします。

議案第77号「新町まちづくり計画（新町建設計画）」でございますが、こちらの変更についてを説明いたします。

この新町まちづくり計画は、平成16年3月に白石、福富、有明、3町合併協議会の中で確認されて作成された計画でございます。基本的には合併協議会で策定して、合併したらこういう町をつくりましょうという前提でできた計画でございます。これに基づいて記載している事業が合併特例債を受けることができるということになっております。

当初の計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の計画期間でありましたが、平成27年3月、今回と同様に国の法律改正により5年間期間延長の計画変更をされております。これにより、この計画は本来ならば平成31年度、令和元年度において計画期間を終了することとしておりましたが、今回、国の法律の改正により再度合併特例債の発行期間が5年間延長されることとなりました。このため本町の計画も延長し、今後も継続して町の一体性を確立し、さらに地域全体の均衡ある発展を目指すため、主に財政計画部分を変更するものであります。

変更箇所を新旧対照表に、また改訂版では変更点を赤字で記載しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○笠原政浩農村整備課長

議案第78号「財産の取得について」御説明申し上げます。

住ノ江漁港水産生産基盤整備事業に係る漁港施設の用地として土地の取得を行うもので、今回議会の議決を求めるものでございます。

住ノ江漁港につきましては、平成30年度から5箇年計画で整備を進めているところであり、漁港の荷揚げ棧橋のほか、漁港施設として養殖用作業施設を整備することとしています。漁港用地として、漁港区域の変更手続が本年9月末に完了いたしました。これに伴い、今回用地の取得を行うものでございます。

場所につきましては、白石町大字福富下分字七搦1993番1ほか、別紙として次のページに記載しているとおりでございます。面積が総面積で1万4,467.03平方メートル。取得価格が総額4,676万5,368円。契約の相手方の住所氏名は、議案書及び別紙に記載している通りでございます。

今回の財産の取得につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○小池武敏企画財政課長

おはようございます。

議案第83号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第4号）」につきまして御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に2億1,470万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を152億694万8,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますが、8月豪雨災害に係る10月補正予算及び12月補正予算でお願いをしておりました災害関連の復旧費のうち、年度内での施工完了が難しく、令和2年度に繰り越し見込みがある起債の5事業につきまして繰越明許の予算をお願いするものでございます。

次に、第3表債務負担金行為補正でございますが、白石町立福富小学校給食調理場調理員派遣業務につきましては、期間を令和2年度、限度額483万8,000円の補正をお願いをいたしております。また、白石町立福富小学校給食調理場調理等業務につきましては、期間を令和2年度から令和4年度まで、限度額4,576万円の補正をお願いをいたしております。以上は、令和2年度からの福富小学校の調理業務委託をスムーズに行えるよう、今年度に債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございますが、まず、追加といたしまして、8月豪雨災害に係る災害復旧事業4,100万円及び災害援護資金貸付金350万円を追加をいたしております。

次に、変更といたしまして、過疎対策事業及び合併特例事業の借入限度額の変更をいたしております。これは過疎債の借入額に限度があり、一部合併特例債に変更することによるものでございます。

次に、歳入歳出の主な事項について御説明をいたします。

なお、別紙主要事項内容説明書に記載をいたしております分につきましては、説明会で担当課長が説明をいたしますので、関連する歳入も含めまして省略をさせていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入の11款地方交付税では、今回不足する補正財源といたしまして普通交付税を3,708万8,000円を計上いたしております。

次に、13ページをお願いいたします。

22款町債では、過疎債の借入額に限度があり、過疎対策事業から合併特例事業に一部変更することになりまして、過疎債を1億9,350万円減額いたしまして、かわりに合併特例債を1億8,350万円増額いたしております。

また、8月豪雨災害に係ります災害復旧事業債4,100万円及び災害援護資金貸付金

350万円を計上いたしております。

次に、歳出ですが、14ページをお願いいたします。

2款総務費を初めといたしまして、各課におきまして給料、職員手当等の人件費の補正をお願いをいたしております。これは、佐賀県人事委員会勧告による引き上げ及び8月豪雨、台風17号等の災害対応などによります時間外手当などの不足が生じておりますので、所要の補正をお願いするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

8目企画総務費の13節人口ビジョン改定支援業務委託料51万7,000円につきましては、第2期の白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に人口ビジョンの改定が必要なことから補正をお願いするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

3款民生費、3目老人福祉費の13節委託料では介護予防教室委託料55万2,000円につきまして、身体認知機能の維持、改善を目指す元気が出る学校の介護予防機能をより充実をさせるための増額をお願いするものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

4款衛生費、1目下水道費で一般会計が負担をいたします人件費分の追加及び減価償却費の額確定に伴いまして、24節下水道事業会計出資金を1億1,086万5,000円減額いたしまして、19節下水道事業会計負担金1億2,286万5,000円を追加をいたしております。

次に、27ページをお願いいたします。

6款に農林水産業費、4目農地保有合理化推進事業費の19節経営転換協力金47万5,000円につきましては、対象者要件が拡充されまして、増額補正をお願いするものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

3目漁港整備事業費の土地購入費及び家屋移転補償費に不用額が生じておりますので、委託料及び工事費に組み替えて事業の進捗を図ることといたしております。

次に、31ページをお願いいたします。

10款教育費、2目の事務局費で1節の学校統合再編審議会委員報酬7万2,000円及び9節の費用弁償4万6,000円につきましては、当初予算議会の開催を年間10回予定をいたしておりましたが、毎月1回の開催をしておりますことから2回分の追加をお願いするものでございます。

以上、一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○小川善秋保険専門監

それでは、住民課所管の議案第84号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既設予算の総額に歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ34億3,594万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

4款の国庫支出金でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で17万5,000円の増額補正でございます。

現在、国におきましてマイナンバーカードの普及と利活用の促進を図るため、さまざまな施策が進められておりますが、その一つにマイナンバーカードが健康保険証として利用可能となるシステム整備が進められており、このシステムは令和3年3月からの運用を目指して進められておりますが、国のシステム整備に対応するように本町のシステムにつきましても変更を行う必要があります。今回の補正は、そのシステム変更にかかわる経費に対し、国から交付される補助金の増額補正を行うものでございます。

次に、10款1項1目の一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の5万9,000円、また同じく保険基盤安定繰入金の保険者支援分で13万8,000円の増額補正でございます。保険基盤安定繰入金は、国保財政の基盤安定のために保険税の軽減額や軽減の対象となった被保険者数に応じて、国、県、市町村の負担で交付されるものでございますが、今回、今年度の交付額の決定により増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いします。

1款1項1目の一般管理でございますが、歳入の国庫支出金の補正で説明いたしましたが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのシステム変更に係る委託料として17万5,000円の増額をお願いするものでございます。

最後に、14款の予備費でございますが、歳入の補正総額から、先ほど御説明いたしました歳出の委託料を差し引いた残額19万7,000円を今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費へ増額補正させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村政文水道課長

おはようございます。

水道課所管の議案第85号「令和元年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

補正予算書の10ページからの説明資料により説明いたします。

それでは、その次の11ページのほうをお開きください。

水道事業収益について御説明いたします。

営業外収益の中の他会計補助金で一般会計補助金でございますが、上水道高料金対策補助金の繰出基準額のうち、国の基準額である資本費の変更によりまして164万9,000円の減額いたしております。

続きまして、次の12ページをお開きください。

水道事業費用について御説明いたします。

営業費用の中の総係費でございますが、人事異動及び今回提案されております議案

の白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容に準じまして、水道事業職員の給料、手当、法定福利費に関する補正を210万6,000円の減額といたしております。これによりまして今回の補正で、11ページに戻っていただきまして、水道事業収益は総額の5億5,798万円、12ページの水道事業費用は6億3,978万2,000円とするものでございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第10号「専決処分の報告について（令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事請負契約の変更について）」説明を求めます。

○川崎 直生涯学習課長

おはようございます。

生涯学習課所管であります報告第10号「専決処分の報告について（令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事請負契約の変更について）」でございます。

町長の専決処分事項の規定に関する条例第2条第3項の規定によりまして、令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事請負契約の変更について専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりまして、これを報告いたします。

次ページの専決処分書をごらんください。

契約の目的は、令和元年度白石町総合センター外壁等改修工事請負契約の変更でございます。変更は、契約金額につきまして変更前が7,755万円、変更後が7,964万4,400円でありまして、差し引き209万4,400円の増額変更でございます。

変更内容としましては、外壁改修工事において工事に際に足場設置後、全面打診検査を行いました結果、劣化状態に合わせた補修方法に変更しております。また、その他改修工事としまして、工事を進めていく中で時計塔、屋上面や研修棟バルコニーの床と軒天にも劣化が見つかり、今回、躯体最上部まで足場を設置していたこともあり、その防水工事を追加しております。これらの変更によりまして209万4,400円の増額変更をいたしております。

以上で報告第10号についての報告を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

12月9日月曜日は一般質問です。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

10時44分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月6日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 片 渕 彰

事 務 局 長 小 柳 八 束